

平成14年度一般会計ほか5会計予算可決

第一回町議会定例会は、三月八日から二十日までの会期十三日間で開かれ、公益法人等への職員
の派遣等に関する条例の制定をはじめ、町学童保
育所の設置及び管理運営に関する条例の制定、平
成十四年度一般会計・特別会計予算など二十九案
件（町長提出二十五件・議員提出四件）について
審議された結果、いずれも原案どおり可決承認さ
れました。その主な内容をお知らせします。

町長提出議案

監査委員に

橋本亀三郎さん再任



明和町監査委員の橋本亀三郎さん（75歳・斗合田）が四月三十日をもって任期満了となり、再度同委員に選任することが同意されました。

公平委員会委員に
久保庭満さん再任



明和町公平委員会委員の久保庭満さん（69歳・館林市）が四月三十日をもって任期満了となりますので、再度同委員に選任することが同意されました。

固定資産評価審査委員会委員に荒川篤範さん再任



明和町固定資産評価審査委員会委員の荒川篤範さん（67歳・須賀）が三月九日をもって任期となり、再度同委員に選任することが同意されました。

町税条例の一部改正

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴い、固定資産税の非課税の規定の適用を受ける者がすべき申告の中で、女子に限定している用語の改正を行いました。

工事請負契約締結事項の変更

公共下水道事業明和1号幹

邑楽館林医療事務
組合規約の変更

保健婦助産婦看護婦法が保健師助産師看護師法に改正されたことに伴い、看護婦養成に関する施設の設置並びに管理の条項を看護師養成に改めました。

公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が本年四月一日、三月三十一日に施行されるため、これに合わせて町の条例を制定しました。

学童保育所の設置及び管理運営に関する条例の制定

学童保育所を設置して事業を推進していますが、無料となつている学童保育所の使用を有料化するため必要な事項を定めました。なお、施行は四月一日からです。

町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたため、これに合わせて町の条例を改正しました。主な内容は、育児を行う職員の時間外勤務の制限の改正で、これまで一年を経

線管渠築造工事（13 1 2工区）で、マンホール二十四番立

坑の土留め用の矢板が地下の埋設物等の影響で打ち込めず、これを防護する薬液注入を予定していましたが、これが不要となつたための請負契約の変更で、契約金額から三〇〇万三千円減額し、七、五二二万二千円になりました。

公共下水道事業明和1号幹

線管渠築造工事（13 1 1工区）で、下水道管を布設する曲線区間において管と管を接続する継ぎ手を幅の広い継ぎ手に変更するなどの工事請負契約の変更で、契約金額に二万三千円増額し、一億四、四〇八万一千円にしました。

公共下水道事業明和2号幹

線管渠築造工事（13 2 1工区）で、止水目的で行われる薬液注入による改良が土質や地下水の水位などの状況により、注入材料が計画より少なくて済むことによる工事請負契約の変更で、契約金額に六六万一千、五〇〇円減額し、一億三八二万三千、五〇〇円にしました。